

大阪府における人材養成の取組み

1 人権総合講座の開講

(委託事業「人権相談・啓発等事業」により実施)

- 大阪府や市町村、NPO等において相談業務や人権啓発に従事する人材（人権総合相談員、人権啓発ファシリテーター等）を幅広く養成するため、業務に必要な知識やスキル等をその経験に応じて修得する多様なカリキュラムを揃えた「人権総合講座」を年間を通じて開催
- 年間で120講座開催（うち同和問題に関するものは4講座）

＜開催コース及び受講者・修了者数＞

・前期（初任者向け、基礎的）（H30.8.3～10.9）

人権担当者入門コース	（受講者※	32名）
人権ファシリテーター養成コース	（修了者	14名）
人権啓発企画担当者養成コース	（修了者	5名）
人権相談員養成コース	（修了者	29名）

・後期（経験者向け、専門的）（H30.12.13～H31.2.14）

人権ファシリテータースキルアップコース	（受講者※	11名）
人権啓発企画マネジメントコース	（受講者※	19名）
人権相談員スキルアップコース	（修了者	18名）
人権相談員専門コース	（受講者※	27名）

※ 開講日や科目数が少なく、修了認定を行っていないコースは、受講者数を記載している。

2 人権擁護士の養成及び活動支援

- 府民の人権問題を早期に解決に結び付けるとともに、人権侵害を未然に防止するため、人権相談業務に携わっている方の中から人権擁護士を養成するとともに、人権擁護士の活動を支援するため、人権擁護士連絡会を開催

＜人権擁護士とは＞（平成31年3月末現在の登録者 165名）

- ・大阪府では、平成19年度から人権擁護士を養成

人権擁護士になるためには、人権総合講座のうち所定の80講座を修了し、大阪府内に在住・在勤する者で、人格・識見が高く、人権相談業務に2年以上従事している者として知事の登録を受けることが必要

- ・人権擁護士は、市町村や事業所等に所属し、複雑、困難な相談事例の原因や背景を分析して適切な専門機関につないだり、相談員のサポートや指導、心のケアを行う